



質問

**総会開催にあたり、委任状と議決権行使書の両方が提出された場合、
どう取扱えばいいのでしょうか。**

(相談概要)

ある管理組合で総会を開催することになり、総会案内書と共に一枚の「出席票・委任状・議決権行使書(いずれかを選択)」を配付していましたが、一組合員より委任状と議決権行使書の両方に記入したものが提出されました。

この場合、委任状と議決権行使書どちらを採るべきでしょうか。



回答

まずは、提出者本人に対して、委任状、議決権行使書どちらを採るのか、電話や訪問等で直接確認を求めることが最優先でしょう。どうしても提出者本人に確認することができなければ、本人自らの賛否の意思表示である議決権行使書を優先して採ればよいと考えられます。

【参考】(H28/3 改正)マンション管理標準管理規約 第46条関係コメント(抜粋)

⑥書面による議決権の行使とは、総会には出席しないで、総会の開催前に各議案ごとの賛否を記載した書面(いわゆる「議決権行使書」)を総会の招集者に提出することである。他方、代理人による議決権の行使とは、代理権を証する書面(いわゆる「委任状」)によって、組合員本人から授権を受けた代理人が総会に出席して議決権を行使することである。

このように、議決権行使書と委任状は、いずれも組合員本人が総会に出席せずに議決権の行使する方法であるが、議決権行使書による場合は組合員自らが主体的に賛否の意思決定をするのに対し、委任状による場合は賛否の意思決定を代理人に委ねるという点で性格が大きく異なるものである。そもそも総会が管理組合の最高の意思決定機関であることを考えると、組合員本人が自ら出席して、議場での説明や議論を踏まえて議案の賛否を直接意思表示することが望ましいのはもちろんである。しかし、やむを得ず総会に出席できない場合であっても、組合員の意思を総会に直接反映させる観点からは、議決権行使書によって組合員本人が自ら賛否の意思表示をすることが望ましく、そのためには、総会の招集の通知において議案の内容があらかじめなるべく明確に示されることが重要であることに留意が必要である。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。